

# すべての子どものころとからだはぐくみ遊具・備品購入助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

## 1 助成の趣旨

令和4年4月に施行された奈良県の「奈良っ子はぐくみ条例」では、「子どもの成長の可能性を最大限に拓げる」や「子どものはぐくみを社会全体で支える」こと等が基本理念とされている。また、関係団体等は子どものはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めることとされている。

このため、本会では、障害の有無にかかわらず、奈良県のすべての子どもたちが日々喜びや感動にあふれ、こころ豊かに健やかに成長することができるよう、広域助成とは別枠の特別助成として、「すべての子どものころとからだのはぐくみ」をテーマとする助成を実施し、奈良県内の民間団体による多様な子どものはぐくみ活動を支援する。

## 2 助成対象団体

下記の要件をすべて満たす団体。

- ・奈良県内において、児童福祉の分野において事業（国及び地方公共団体が設置し、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く）を行っている非営利の団体やグループ（法人格の有無は問わない）。
- ・申請時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること（活動年数は問わない）。
- ・活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する等透明性をもつこと。
- ・団体名義の金融機関預金口座を持っていること。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・反社会的勢力および反社会勢力と密接な関わりがある団体ではないこと。

なお、社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業等、公的な制度の中で運営される社会福祉事業を行っている団体も対象とする。

## 3 助成対象事業

助成決定後、やむを得ない場合を除き、令和5年12月末までに実施する児童福祉の分野における子どものころとからだをはぐくむための活動に必要と認められる備品・遊具購入。

ただし、主に全県的または複数市町村域にまたがって行われる活動が対象だが、単一市町村域での活動も対象とする。

### 〈備品・遊具購入例〉

#### ①備品購入

- ・楽器（ハンドベル、電子ピアノ等）
- ・スポーツ用具（ボッチャ、グラウンドゴルフ、卓球台等）
- ・書籍等セット（絵本、しかけ絵本、図鑑、点字図書、紙芝居等）
- ・電子機器（CD・DVDプレイヤー、障害児用コミュニケーションツールとしてのタブレット(筆談機等)
- ・ゲーム機器(単なる娯楽用ではなく、子どものはぐくみ用と認められるもの)

- ・遊具（一輪車、跳び箱、プレイマット、パラバルーン等）
- ・玩具（積み木、知育玩具等）
- ・レジャー用品（キャンプ用品等）

## ②屋内用遊具購入

エア遊具、プレイジム、ボールハウステント、トランポリン、ブロック遊具等

## ③屋内用インクルーシブ遊具購入

インクルーシブ遊具とは、障害の有無にかかわらず、互いの違いを認識しながら、障害のある子どもとない子どもと一緒に遊び、誰もが利用できる遊具。

- ・車いすに乗ったまま、または容易に移乗して楽しめる遊具（パネル遊具、クッション系遊具等）
- ・体幹の弱い子どもが楽しめる遊具（椅子型・円盤型や背もたれの付いた遊具等）
- ・視聴覚等の障害がある子どもが楽しめる遊具（音・色・光を楽しむ遊具、手指で触れるパネル遊具等） 等

ただし、下記に該当するものは対象外とする。

- ・団体の事務に使用する備品
- ・主たる目的が団体の財産取得と見なされる備品
- ・使い捨て用品や消耗品 等

## 4 助成額

(1) 下記の3区分のいずれかとし、千円未満切り捨てとする。

- ①備品購入 20万円を上限に助成
- ②屋内用遊具購入 30万円を上限に助成
- ③屋内用インクルーシブ遊具購入 50万円を上限に助成

※インクルーシブ遊具とは、障害の有無にかかわらず、互いの違いを認識しながら、障害のある子どもとない子どもと一緒に遊び、誰もが利用できる遊具。

- (2) 上記①②③いずれも、1点1万円以上のもの3点まで助成対象とする。
- (3) 上記②③での購入額が20万円以下の場合は、他の区分と合わせて、合計3点20万円まで助成対象とする。
- (4) 配送料・設置費が必要な場合は、助成上限額の範囲内で助成対象とする。
- (5) 他からの補助等がある場合は、必要経費からその額を除外して助成対象額とする。

## 5 助成申請方法

(1) 提出書類

- ①様式1「すべての子どものころとからだはぐくみ遊具・備品購入助成申請書」
- ②会則・規程 等
- ③役職員名簿、会員名簿
- ④団体の広報用の会報・リーフレット 等
- ⑤令和4年度の事業報告書及び決算書（決算が確定していない場合は、決算見込書でも可。また、設立1年未満の団体についてはいずれも不要）
- ⑥令和5年度の事業計画書及び予算書
- ⑦購入備品・遊具の名称及び内容が確認できるもの（パンフレットのコピー等）

⑧見積書または購入予定額が確認できるもの（上記⑦で確認できる場合は不要）

(2) 助成申請受付期間

令和5年3月28日（火）～5月2日（火）

郵送の場合は当日消印有効

(3) 提出方法

上記（1）①様式1をメールにより、上記（1）②～⑧は郵送により提出すること。

様式1は、本会のホームページからダウンロード可能。

<http://nara-akaihane.com/> 「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」

## 6 助成決定

- ・事務局において申請内容及び申請団体の財務状況を審査(必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施)したうえで、助成案は配分委員会における審議を経て、理事会及び評議員会において決定する。
- ・上記の決定にあたっては、特定の活動分野に偏ることなく、様々なはぐくみ活動を支援できるよう配慮する。
- ・助成決定または非決定については、令和5年6月下旬に申請団体宛に通知書を送付する。

## 7 助成決定後の手続き

- ・助成金は、精算払いとする。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に所定の完了報告書及び交付請求書を提出いただき、奈良県共同募金会で完了報告を確認のうえ助成額を確定し、助成金を送金する。
- ・完了報告書及び交付請求書の様式は、助成決定時にお示しする。

## 8 助成の取消及び助成金の返還

奈良県共同募金会 共同募金助成要綱 第16条に該当した場合、助成金の全部又は一部の決定を取消、または返還していただくことがある。

## 9 その他

助成決定後、助成団体名・助成内容・活動状況の写真（公表可能な写真データを提供いただく）、及び助成団体から寄付者に対する感謝のメッセージ等を奈良県共同募金会ホームページ等で公開する。

また、購入備品・遊具には、共同募金からの助成とわかるよう、耐久性のある素材（ラミネート加工したもの等）でその旨を表示すること。

## 【お問合せ・提出先】

社会福祉法人 奈良県共同募金会（担当：森田、木谷）

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター4階

TEL：0744-29-0173

E-mail：[info@nara-akaihane.com](mailto:info@nara-akaihane.com)

HP：<http://www.nara-akaihane.com/>

### 〈奈良県共同募金会からのお願い〉

赤い羽根共同募金は、各地域において地元の商店や企業等の皆様から法人募金としてたくさんのご協力をいただいています。見積依頼業者は、原則として地元地域の業者を選定（可能であれば複数の業者）いただきますようお願いいたします。